

## 米国産牛肉の輸入手続再開に関する経緯

- H15年12月24日 米国においてBSE感染牛確認、米国産牛肉等の輸入禁止
- H17年 5月24日 米国産牛肉等の輸入再開について食品安全委員会へ諮問
- H17年12月 8日 米国産牛肉等の輸入再開について食品安全委員会から答申  
(プリオン専門調査会を10回開催、5月31日～10月31日)
- H17年12月12日 一定の条件で管理された米国産牛肉等の輸入再開決定
- H17年12月13～24日 米国の対日輸出施設の査察 (11施設)
- H18年 1月20日 ・農林水産省動物検疫所成田支所及び厚生労働省成田空港検疫所において、せき柱を含む米国産子牛肉を発見  
・当該ロットについては、全て積み戻し又は焼却処分を行いすべての米国産牛肉の輸入手続を停止
- H18年 1月23～2月10日 既に米国から輸入された牛肉について、念のためせき柱が含まれていないか自主調査(575.1トン、26業者が対象)
- H18年 2月17日 米国農務省が調査報告書を日本側に提出
- H18年 3月28・29日 日米専門家会合
- H18年 4月11～24日 食品に関するリスクコミュニケーションの開催
- H18年 4月24～5月 4日 米国による対日輸出認定施設の再調査 (レビュー)
- H18年 5月17～19日 日米専門家会合
- H18年 6月 1～14日 食品に関するリスクコミュニケーションの開催
- H18年 6月20・21日 日米局長級テレビ会合
- H18年 6月24～7月23日 対日輸出認定施設に対する現地調査
- H18年 7月 2～ 5日 赤松厚生労働副大臣及び宮腰農林水産副大臣が米国食肉施設等を視察
- H18年 7月27日 対日輸出認定34施設について輸入手続を再開
- H18年 7月28日 米国産牛肉輸入問題に関する説明会の開催 (東京、大阪)
- H18年 8月 7～12日 対日輸出施設に対するフォローアップ調査 (2施設)
- H18年 8月15日 フォローアップ調査を行った対日輸出施設1施設について輸入手続を再開
- H18年 8月 7～24日 米国産牛肉輸入問題に関する説明会の開催 (全国8カ所)

-----

### ・輸入量

平成18年7月27日から同年9月21日までの間の米国産牛肉等の輸入量は、  
総計837.2トン。

(厚生労働省検疫所における食品衛生法に基づく輸入手続が完了したもの)

# 日本政府及び米国政府による米国産牛肉の輸入手続の再開に向けた措置 についての共同記者発表（仮訳）

平成18年6月21日

平成18年6月20日及び21日、日米両政府は、米国産牛肉輸入問題に関する局長級テレビ会合を開催した。

協議の結果、日米両政府は、以下の措置の実施と輸入手続の再開について認識を共有した。

## I 米国側の措置

米国政府は、次の措置を含め、対日輸出プログラムの遵守のための措置が確実に講じられるようにする。

### 1 施設の措置

- (1) 対日輸出認定施設においては、対日輸出ができる製品のリストを作成し、これを当該施設のマニュアルに明確に記載する。特に、部分肉処理施設については、輸出向け製品の原料（枝肉等）の仕入先リストと仕入先ごとに仕入可能な製品のリストを作成することとし、これらを当該施設のマニュアルに明確に記載する。
- (2) 対日輸出認定施設においては、当該施設のマニュアルに、特定危険部位の除去等の対日輸出プログラム上必要とされている条件を記載する。
- (3) 対日輸出認定施設においては、対日輸出ができる製品等対日輸出条件について、当該施設の役職員への周知を徹底する。

### 2 農務省農業販売促進局（AMS）の措置

- (1) AMSは、対日輸出を行おうとする施設の認定に当たり、マニュアルが適正なものであるか、当該施設の役職員が対日輸出プロ

グラムを十分に理解しているかを確認する。当該施設を担当する検査官の研修が終了した後に、初めて当該施設の認定が行われる。

- (2) AMSは、対日輸出認定施設ごとに対日輸出ができる製品のリストを管理し、当該施設からの輸出に先立ち、このリストに基づき、輸出申請ごとに、輸出しようとしている製品が輸出可能かどうかを確認する。
- (3) AMSは、対日輸出認定施設における対日輸出プログラムの遵守状況を確認するため、通常年2回実施する査察とは別に、少なくとも年1回、全ての対日輸出認定施設を対象として抜打ちによる査察を実施する。

### 3 農務省食品安全検査局（FSIS）の措置

- (1) FSISは、検査官に対し、輸出プログラム条件に関する試験への合格を義務付けることなどを通じて、対日輸出プログラム条件の周知徹底を図る。
- (2) FSISは、輸出検査証明を行うに当たり、検査される製品が輸出できる製品のリストに掲載されていることや、対日輸出プログラム条件を満たすものであることを確認する。
- (3) FSISは、対日輸出認定施設における輸出証明の適切な実施状況を確認するため、抜打ちによる査察を実施する。

## II 日本側の措置

日本政府は、次の措置を講じる。

### 1 対日出荷再開前の現地調査

日本政府は、対日出荷再開前に、米国側の措置の適切な実施や、対日輸出認定施設における対日輸出プログラムの遵守について検証するための調査（現地調査）を実施する。併せて、農場及び飼料工

場における生産記録の受渡し、飼料給与実態等を確認する調査を実施する。

## 2 米国農務省による抜打ち査察への同行

日本政府は、日本側が行う通常の査察に加えて、AMSやFSISが行う抜打ち査察に同行し、対日輸出認定施設における対日輸出プログラムの遵守状況等を検証する。

## 3 日本の水際での検査の強化

日本政府は、AMSから提供を受けた対日輸出認定施設ごとの輸出できる製品のリストを活用して製品の適合性を確認するとともに、当面、輸入業者の協力を得て全箱確認を行うことも含め、現物検査における開梱数を増やすなど水際での検査を強化する。

不適合な製品が輸入港で発見された場合、日本政府は、米国政府に連絡しつつ違反の性質に応じた適切な措置を講ずる。

## 4 輸入業者に対する対日輸出プログラム条件についての周知徹底

日本政府は、輸入業者に対し改めて対日輸出プログラム条件の周知徹底を図るとともに、対日輸出条件に適合しない製品の発注を防止するなど輸入業者の自主管理の推進を図る。

# Ⅲ 輸入手続の再開

- 1 日本政府は、米国の検査体制及び対日輸出プログラムの有効性を検証した上で、最初の現地調査において、不適合（ノンコンプライアンス）がなかった施設について、速やかに輸入手続を再開する。不適合のある施設が発見された場合、日本政府と米国政府は、その不適合について緊密に協議する。

注：①日本政府は、現地調査終了後、調査結果を速やかに米国政府へ通報する。

②上記の通報後（注①）、不適合がなかった施設は、対日輸向け製品用のと畜を再開する。

③不適合のある施設が発見された場合、米国政府は、日本政府と協議後、それら施設を遵守施設とするために必要な是正措置を確認する。これら是正措置が実施された際、日本

政府は通知を受けて確認を行う機会が用意される。米国政府は、これらの施設を対日輸出に適格と証明する。

- 2 現時点において日本国内で保管されている輸入手続停止中の牛肉等（未通関牛肉等）については、米国政府の再調査では、不適合がなかった。したがって、日本政府による現地調査中の確認で不適合がなければ、輸入手続の再開後に、全箱確認をし、問題がなかったものについて輸入を認める。
- 3 「米国から日本向けに輸出される牛肉等の家畜衛生条件」（平成17年12月）は有効である。

# 米国における対日輸出認定施設等の現地調査結果

平成18年7月27日  
厚生労働省  
農林水産省

6月24日から7月23日まで、対日輸出プログラムの遵守のために米国側が講じることとしている措置の適切な実施や対日輸出認定施設における対日輸出プログラムの遵守について検証し、併せて、農場及び飼料工場における生産記録の受渡し、飼料給与実態等を確認するため、米国における現地調査を実施したところ、結果以下のとおり。

## I. 調査日程等

### 1 施設調査

- ・ 期 間：6月24日（土）～7月23日（日）
- ・ 調査施設：対日輸出認定全35施設
- ・ 実施者：厚生労働省、農林水産省の担当者3チーム

### 2 農場調査

- ・ 期 間：7月6日（木）～7月23日（日）
- ・ 調査施設：5農場、2飼料工場及び1レンダリング工場の計8施設
- ・ 実施者：農林水産省の担当者1チーム

## II. 施設調査の結果

### 1 各施設における対日輸出プログラム遵守のための体制の整備状況

各施設における対日輸出プログラム遵守のための体制の整備状況を確認するため、以下のような事項の適切な実施が確保されているかどうかについて当該施設のマニュアルの整備状況を調査するとともに、当該マニュアルに沿った作業の実施が確保されているかどうかについてデモンストレーションやインタビューによる調査を行った。

#### (1) 対日輸出適格品リストに関する調査

各施設において、対日輸出ができない製品の日本向け出荷を防止するために、米国政府が改善措置として講じることとしている対日輸出適格品リストが適切に作成され、運用できる体制となっているかどうかについて、

主として以下の事項を調査したところ、(3)の事項を除き、適切に処理されていた。

- ① 対日輸出認定施設において、対日輸出適格品リストが作成され、マニュアルに明確に記載されていること。
- ② 対日輸出に当たり、対日輸出認定施設は米国農務省農業販売サービス局(AMS)に対し、対日輸出適格品である旨の確認証の交付を申請し、その発行を受けること。
- ③ 部分肉処理施設については、輸出向け製品の原料(枝肉等)の仕入先リストと仕入先ごとに仕入可能な製品のリストを作成し、マニュアルに明確に記載すること。

## (2) 対日輸出プログラムに関する調査

各施設において、マニュアルに組織、運営管理等の体制が確保されていること、特定危険部位(SRM)の除去等の対日輸出プログラム上必要とされている条件が記載されていること、対日輸出プログラムの遵守が確保されるような作業手順となっていること、対日輸出ができる製品等対日輸出条件について当該施設の役職員への周知を徹底していること、施設に駐在する米国農務省(USDA)職員の検査体制が整っていること等、対日輸出プログラムが適切に遵守される体制となっているかどうかについて、主として以下の事項を調査したところ、(3)の事項を除き、適切に処理されていた。

### ① SRMの除去

- ア ピッシングの禁止、せき髄などのSRM除去、牛枝肉の高温・高圧洗浄などの適切な処理を行うこと。
- イ 施設に常駐するUSDA検査官の国内規制及び対日輸出プログラムに関する知見が十分であること。

### ② 牛の月齢確認

- ア 施設において、フィードロットから受け入れた生産記録がある牛について20ヶ月齢以下であることを確認すること。
- イ USDA格付官が、USDAの規定に基づいて日本向け枝肉について生理学的成熟度(A40)の判定を実施し、その記録を保存すること。

### ③ 日本向けの牛肉の分別/識別

- ア 生産記録で20ヶ月齢以下と確認した牛の枝肉は、タグ等により他の枝肉と区分すること。舌は合札により枝肉と突合すること。
- イ A40基準を使用した場合、USDA格付官が最終的にA40と判別した枝肉に「USDA認証スタンプ」を押印することにより他の枝肉と区分すること。

- ウ 日本向けと畜・部分肉処理を作業開始時に行うことや、前後に時間を設けること等により、日本向け以外の牛肉の混入を防止すること。
- エ 日本向け牛肉の箱詰後は、各企業が定めた製品管理番号により管理すること。

#### ④ 米国側による監査

対日輸出認定施設が対日輸出プログラムに基づき行うフィードロット等の関連施設や牛の供給農家に対する監査が、適切に行われること。

### (3) 調査結果

調査の結果、調査対象となった対日輸出認定施設35施設のうち21施設においては、適切に処理されていた。14施設においては、以下の点が確認された。

- ① 企業合併によりマニュアルが大幅に変更手続き中であったもの。
- ② 対日輸出適格品リストに対日輸出できない唇の肉が記載されていたという書類上の不備があったもの（なお、対日輸出の計画はなく、実績もない）。
- ③ 小腸及び第四胃等について、処理設備が未整備又は具体的な処理手順が定められていないにもかかわらず、当該施設からの対日輸出適格品リストに掲載されているという書類上の不備があったもの（なお、対日輸出の計画はなく、実績もない）。
- ④ 対日輸出適格品リストには記載されていないため実際に輸出できないが、マニュアルに対日輸出できない唇及び舌根部の筋肉の処理手順が記載されていたという書類上の不備があったもの。
- ⑤ と畜解体工程において一部の枝肉の仙骨部分にせき髓が少量残存していたもの（ただし、その後の分割工程で仙骨ごと除去されるため製品には残存していない）。
- ⑥ 月齢確認牛の受入を確認する唯一の資料ではないが、供給者の認定リストが最新でなかったという書類上の不備があったもの（なお、対日輸出実績はない）。

## 2 米国側の再調査における指摘事項の改善措置の実施状況

米国が4月から5月に実施した再調査における指摘事項に対する改善措置の実施状況について確認を行ったが、当該指摘事項については、全ての施設で改善が図られていた。

## 3 既に対日輸出された製品の対日輸出プログラムへの適合状況

昨年12月から1月までの間に日本向けに出荷された製品の対日輸出プログラムへの適合状況について確認を行い、1施設で認定前にと畜された牛肉

が含まれていた（20ヶ月齢以下であり、SRMが除去されていたことについては確認済み）。

### Ⅲ. 農場及び飼料工場調査の結果

#### 1 月齢確認及び飼料給与実態等

農場及び飼料工場における生産記録の受渡し、飼料給与実態等を確認するため、農場5施設（繁殖1施設、フィードロット2施設、繁殖・フィードロット1施設、酪農・乳用種育成・フィードロット1施設）、飼料工場2施設及びレンダリング工場1施設を対象に現地調査を行った。

##### (1) 農場における生年月日の確認の状況

調査の対象となった農場5施設において、牛の生年月日が適切に記録され、伝達がされているかどうか調査を行った。これらの農場のうち3施設で工程証明プログラム（PVP：Process Verified Program）、2施設で品質システム評価プログラム（QSA：Quality System Assessment Program）に基づき、以下の通り、生年月日の確認が適正に行われていた。

- ① 繁殖農場2施設においては分娩期間における日々の巡視により個体ごとに生年月日を確認するという方法で、1施設においては分娩期間の初日又は最初の分娩日を群全体の生年月日とするという方法で生年月日が特定され、耳標の装着、野帳への記録等により当該生年月日が記録されていた。
- ② 繁殖と肥育を同一の施設で行っている施設以外のフィードロット2施設においては、導入元の繁殖農場から生年月日を証明する宣誓書を受け取ることにより生年月日の確認が行われていた。
- ③ これらのプログラムに基づき認定されている農場に対しては、当該プログラムにおいて定められた手順で生年月日などの管理が行われているかどうかについて、当該プログラムを管理する民間会社による検査が行われ、不適正な管理が発見された場合において一定期間内に是正されない場合は、当該農場が認定リストから削除されるシステムとなっていた。
- ④ プログラム管理会社に対しては、USDAによる検査が行われ、不適正な管理が発見された場合において一定期間内に是正がなされない場合は、当該管理会社が認定リストから削除される仕組みとなっていた。

##### (2) 飼料給与実態等

調査の対象となった農場5施設、配合飼料工場2施設、レンダリング工場1施設において、飼料の製造、出荷及び給与の実態並びに飼料規制の遵

守状況について調査を行った。

これらの施設における飼料の製造、運搬及び保管設備の確認、製造された製品や給与されている飼料の確認、文書の確認並びに管理者及び従業員等に対する聞き取り等の結果、以下の点等が確認され、いずれの施設においても米国における飼料規制への違反は確認されなかった。

- ① 調査の対象となった農場5施設においては動物性たん白質が給与されていないこと。
- ② 調査の対象となった配合飼料工場2施設においては反すう動物由来の肉骨粉は原料として使われていないこと。
- ③ 調査の対象となったレンダリング工場1施設においては反すう動物由来の肉骨粉の製造ラインが専用化され、反すう動物に給与してはならない旨の注意書きを出荷書類に記載して出荷されていること。

また、今回調査の対象となった5農場で飼料として動物性たん白質を給与していない理由については、

- ① 肉用牛はたん白質含量の高い飼料を必要としておらず、植物性の原料でたん白質の要求量を満たすことができるため、動物性たん白質を給与することは経済的でないこと。
- ② 肉用牛、乳用牛を通じて消費者による懸念を考慮した場合、動物性たん白を給与することは有益でないこと。

との説明があった。

なお、調査の対象となった全てのフィードロットにおいて、食肉処理施設に牛を出荷する際に法令に違反した飼料を給与していない旨の宣誓書を提出していた。

## 2 その他

農場及び飼料工場に対する現地調査に加え、ワシントンDCにおいて米国食品医薬品局（FDA）本部の担当官に対し、米国の飼料規制の動向等について聞き取りを行った。

FDAは、2005年10月に、30か月齢以上の牛の脳及びせき髄等の高リスク原料について全ての動物に対する飼料利用を禁止すること等を内容とする飼料規制強化案を公表したが、現在、800件以上寄せられたパブリックコメントに対する意見の分析及び評価、経済分析並びに環境影響評価等の手続を進めており、年内にはその内容を最終決定したいという意向を表した。当方からは飼料規制の強化について再度申し入れを行った。

## 現地調査結果を踏まえた米国産牛肉の取扱いについて

平成18年7月27日

厚生労働省

6月24日から7月23日までの間、厚生労働省及び農林水産省が実施した米国の対日輸出認定施設35施設の現地調査結果を踏まえ、次の措置を講ずることとする。

### 1. 調査結果への対応

- (1) 今回の調査においては、調査対象35施設中20施設において、対日輸出プログラム等について特段の指摘事項はなかったため、米国側は対日輸出リストに掲載する。
- (2) 残りの15施設の調査結果を踏まえ、
  - ① 企業合併によりマニュアルを大幅に変更手続中の1施設は、米国が査察を行い、日本が確認するまでの間は、米国側は対日輸出リストに掲載しない。
  - ② 認定前のと畜牛肉を出荷した1施設については、当該施設における対日輸出プログラムの遵守を確認するため、輸入手続再開当初、通常常駐しないAMS職員を一定期間常駐させ、監視及び評価を行う。A

MSは、その後さらに当該施設の査察を行って、遵守状況の監視及び評価を行う条件付きで、米国側は対日輸出リストに掲載する。

日本側はAMSの評価結果の報告を受けるとともに現地において実施状況の確認を行う。

- ③ この他の13の事例については、既にこれらの施設で是正措置が講じられていることを、改正されたマニュアル等や米国政府が確認した旨の報告により日本側が確認できたことから、米国側は対日輸出リストに掲載する。

## 2 今後の対応

- (1) 調査対象施設35施設中34施設について輸入手続の再開を認める(うち1施設については条件付き認定) こととするが、今後6ヶ月間は米国側の対日輸出プログラムの実施状況を検証する期間とし、この期間中は、米国側は、調査対象35施設以外の新たな対日輸出施設としての認定は行わないこととしている。

また、日本側は、輸入手続再開後、通常の査察に加え、米国側の抜き打ち査察に同行することにより、対日輸出プログラムの遵守状況を検証する。

- (2) 昨年12月12日から本年1月20日までの間に米国から輸出された未通関牛肉等は、米国側調査で問題がなかったとされ、日本側現地調査

でも問題がないことを確認したが、念のため今後新たに対日輸出される牛肉等について一定期間問題がないことを確認の上輸入を認めることとし、その際輸入業者の協力を得て全箱を開梱し、SRMが含まれていないこと等を確認する。

### 3 輸入時の検査の強化等

厚生労働省においては、米国政府から提供を受けた対日輸出認定施設ごとの輸出できる製品のリストを活用して製品の適合性を確認するとともに、当面、輸入業者の協力を得て全箱開梱し確認する。

また、輸入業者に対し改めて対日輸出プログラム条件の周知徹底を図るとともに、輸入業者が対日輸出条件に適合しない製品を発注しないこととするなど輸入業者の自主管理の推進を図る。

なお香港・台湾における骨片混入事例については、米国に確認したところ、米国と香港・台湾との間において骨片の取り扱いについてあらかじめ決められておらず、特定危険部位ではないため両国とも当該施設からの輸入停止にとどめているが、我が国と米国との間では、上記のような骨片混入については従来から問題ないものと扱っており、この間の協議においてその取り扱いを再度確認した。

米国における対日輸出施設現地調査の  
フォローアップ調査の結果について

平成18年8月15日  
厚生労働省  
農林水産省

6月から7月にかけて実施した米国の対日輸出施設の現地調査において、企業合併に伴うマニュアル未整備のため対日輸出施設リストに掲載されなかった施設(6月29、30日現地調査実施)、及び農務省担当者の常駐等条件付きで対日輸出施設リストに掲載された施設(6月26日、27日現地調査実施)について、厚生労働省及び農林水産省の担当者を派遣し、調査を行ったところ、結果は以下のとおりであったのでお知らせします。

1. 調査日程等

- ・ 期間:8月7日(月)～12日(土)
- ・ 調査施設: ナショナル・ビーフ社(カリフォルニア州)  
                  アメリカン・フーズ社(ウイスコンシン州)
- ・ 実施者: 厚生労働省、農林水産省の担当者

2. 調査結果

(1) ナショナル・ビーフ社(カリフォルニア州)

- 6月末の現地調査時点では企業合併によりマニュアルが大幅に変更手続中であったが、8月10日(木)に実施した調査において、マニュアルの整備がなされていることを確認し、内容面においても特段の指摘事項はなかった。
- 一方、当該施設においては、対日輸出处理に当たり、A40 による月齢確認を行う際の舌の保管方法を従来の国内向けの方法から変更した(従来枝肉と舌を別々に保管していたが、枝肉に舌を懸垂して保管することとした)。当方からその変更がHACCPプランに反映されていない旨指摘したところ、14日(月)までに同プランを修正した旨米国側から報告があり、日本側においても内容を確認した(なおこの点は「SRM除去」及び「20ヶ月齢以下」といった対日輸出条件の違反には結びつかない)。

(2) アメリカン・フーズ社(ウイスコンシン州)

① 常駐するAMS職員による監視及び評価

- 当該施設については、7月28日以降AMS職員が駐在し、毎日異なる時間

帯に、現場において、SRM除去の手法、30ヶ月齢以上のと体の区分管理の方法、A40格付けの方法等についてモニタリング監査を行っているが、日本向け処理が未だないため、日本向け特有の処理については担当者の理解度をインタビューにて確認していた。

○現在までの間、特段の不適合は認められていない。

## ②その他

○昨年12月の対日輸出認定前にと畜された牛肉が輸出された事案の再発防止策として、施設側では、申請時に、営業部門のみならず品質管理(QC)部門もと畜日をチェックする体制とするとともに、FSISでは、衛生証明書の発行時にと畜日を検証するなど確認体制を強化した。

## 3. 今後の対応

○ナショナル・ビーフ社(カリフォルニア州)については、適切な品質管理マニュアルの整備及びHACCPプランの是正が確認されたため、対日輸出認定施設リストへの掲載を認めることとし、その旨米国側に通告する。

○アメリカン・フーズ社(ウイスコンシン州)については、当該施設における是正措置は適切に行われており、かつこれまでのAMS職員による監視及び評価は適切に行われていると認められることから、引き続き、AMS職員による監視及び評価の状況等について米国側より報告を受けることとする。

### 【問い合わせ先】

厚生労働省食品安全部監視安全課

代表：03-5253-1111（内線 2455）

直通：03-3595-2337

担当：蟹江

農林水産省消費・安全局動物衛生課

代表：03-3502-8111（内線 3199）

直通：03-3502-0767

担当：吉田

当資料の農林水産省ホームページ掲載先 URL

<http://www.maff.go.jp/index.html>